



特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-5-4 末広ビル 5F TEL.03-3595-8088 FAX.03-3595-8090

E-Mail hogokikin@jtef.jp URL http:// www.jtef.jp

2010年11月1日

関係機関各位

## ツキノワグマの大量出没に関する要望書

特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金 (JTEF)  
理事長 戸川久美

環境省の発表によると、今年度捕殺されたツキノワグマの数は9月末時点で2,079頭に達したということです。近年では、2,021頭が捕殺された2004年度、4,340頭が捕殺された2006年度に続く大量捕殺で、既に2004年度の数を上回っています。同時に、多くの人々の死傷も起きています。

この事態は、人の生命身体を危険にさらし、多くのクマの生命を奪い、さらにクマの保全に対する人々の理解を後退させるという点でも非常に深刻です。そこで、JTEFは以下の点を要望いたします。

### 1 現在行なうべき措置

現在、各自治体によって行なわれている出没警報、落下・取り残し果樹・作物、家畜飼料の野外からの回収、出没ルート上の下草刈などの遭遇予防策を強化すると同時に、以下の点を徹底し、クマの無用な捕殺を避けてください。

- 有害駆除許可申請に対し、より慎重な審査体制をとること
- 捕殺に代わる学習放獣を積極的に推進すること
- 狩猟を禁止していない自治体では緊急の狩猟規制を実施すること
- 地方自治体の申請による有害駆除個体の熊胆は死体とともに回収・廃棄することとし、駆除に従事したものによる取得や譲渡がなされないようにすること

### 2 次の出没シーズンに向けた措置

人身被害とクマの捕殺を最小化するための対症療法にとどまっていれば、根本的な問題は解決しません。また、近年指摘されているクマの行動の変化も踏まえると来年は全国的にどこでも出没が少ないなどという予測は成り立ちません。専門家の協力を得て、来年の出没シーズンまでに以下の措置を徹底してください。

#### 2-1 クマの本来の生息地の質を回復するために、国有林経営および私有林管理における以下の方針を事業化

- 自然林を中心とした森林の保護（連続した森林の維持、森林パッチ間のコリドー確保、森林パッチの林縁部最小化）
- 人工林の広葉樹化
- 人工林の手入れ（間伐など）による、食物となる下層植生の増加

#### 2-2 クマの行動圏と人の生活圏との重なりを避けるために、次の措置の事業化

- クマによる里山及び里の利用形態の実態把握
  - 各地域に適した奥山と里の間の緩衝地帯の再構築（たとえば、斜面林、河畔林、果樹園、養蜂場などへの電気柵の設置、整備された林内で箱ワナ捕獲後の学習放獣の体制をとること、栽培作物の種類・栽培方法・植え付け配置を再検討することなど）
- 以上